

## 少年審判の非公開原則に関する一考察

中 尾 真 夕

はじめに

### 1 裁判の公開原則

- 1 裁判の公開原則とその趣旨
- 2 裁判の公開原則に対する例外

### 2 少年法と少年審判の非公開原則

- 1 少年法の理念—少年法に関する基礎的考察
- 2 少年審判の非公開原則

### 3 少年審判情報の公開

- 1 審判についての情報の公開
- 2 被害者の「知る権利」と少年審判

おわりに

はじめに

1997年に神戸市で起こった小学生連続殺傷事件は、事件発生当初より、その犯罪の重大性及び犯行手口の猟奇性のために多くの人々の関心を集めることとなった。そして、容疑者として逮捕されたのが14歳（当時）の少年であったことは、人々に大きな衝撃を与えるとともに、事件の背景を知りたいという欲求を生み出させるに至った。ところが、その少年に適用される少年法においては、審判を非公開で行うこととされ（22条2項）、さらに少年を特定する内容の記事等の掲載を禁止することが定められているのである（61条）。そのため、容疑者少年についての情報や事件にかかわる情報の受領が阻まれることに対する人々の苛立ちは、少年がその年齢のために刑事罰に付されないことへの不満に由来する厳罰化要求の流れと合流し、多くの人々に現行の少年法には改正が必要であるという認識を抱かせることになった。

また、近年、犯罪被害者が法的・社会的に十分な救済を受けていないという状況がしばしば伝えられているが、少年事件における被害者は、成人の犯罪による被害者の場合以上に不当な扱いを受けて

いると伝えられている<sup>(1)</sup>。その中でも、少年審判の非公開原則によって、被害者は事件当事者であるにもかかわらず、審判状況や事件の真相について知る術を持てないということに対しては、とりわけ強い批判が寄せられている<sup>(2)</sup>。

これまで世間の耳目を引く少年事件が発生する度に、事件報道に対する制約と報道の自由及び国民の「知る権利」との関係については議論が起こっていた。しかし、最近では、事件について「知る権利」を根拠とする、主に少年法61条を念頭に置いた批判にとどまらず、憲法82条1項の定める裁判の公開原則の観点からなされる、少年法22条2項の少年審判の非公開原則に対する批判もみられるようになっている<sup>(3)</sup>。審判の非公開原則に対する批判は、最近では少年法批判の主要なものとなっていっているものの、その内容については深く議論されているとはいえない状況にある<sup>(4)</sup>。

本稿は、主としてこの少年審判の非公開原則を考察の対象とするものである。具体的には、その考察にあたり、そもそも憲法82条の定める裁判の公開原則とは何を意味するのか、少年審判の非公開原則はその憲法82条に反するものなのか、といった疑問に対する検討を行うとともに、少年審判の非公開原則を維持しつつ、裁判の公開の趣旨を被害者的人権保障にも沿う形で実現するための方策について考えることにしたい。

## 1 裁判の公開原則

### 1 裁判の公開原則とその趣旨

裁判の公開原則は、近世初頭の糾問制の下で拷問を伴う密室裁判が行われていたことへの反省から、フランス革命以降世界的に確立された原則であり、「近代法の裁判にとって、公開性はその本質的要素のひとつである」<sup>(5)</sup>といわれている。わが国においても、既に明治憲法において「裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス」との規定がみられる（59条）。そして、現行憲法においては82条1項で「裁判の對審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」とし、重ねて、37条1項でも刑事被告人の「公開裁判を受ける権利」を保障しているが、これは裁判を公開で行うことの重要性を強く認識しているためであると思われる。

憲法82条が裁判の公開を保障した趣旨は、裁判を公にして人々の監視下に晒し、外部から自由に批判し得る状態に置くことによって裁判の公正を確保すること、また、それによって裁判に対する国民の信頼を確保することと説明されてきたが<sup>(6)</sup>、今日においてはさらに、国民の「知る権利」の観点からも裁判の公開が要請されると考えられている<sup>(7)</sup>。すなわち、国による積極的施策の要請は国家の機能の増大をもたらしたが、それに伴って必然的に情報が国へと集中している今日においては、そうした情報に対する国民の「知る権利」を保障することが非常に重要となってくるのである。裁判についても、それが国家機能の一部である以上、国民の「知る権利」が保障されるべきであるのは当然である。

このような裁判の公開原則の趣旨を実現するための方法としては、傍聴、報道機関による裁判の報道、訴訟記録の閲覧があり、裁判の公開のためにはその各々の自由が認められる必要がある。

まず、裁判の傍聴は、公開原則の趣旨を実現するうえで、最も基本的かつ直接的な方法であり、裁判が公開される以上当然に認められることが要請される。したがって、憲法82条によって国民の傍聴の自由が認められることになる。

さらに、傍聴が個々の国民に対する権利として保障されているか否かについては争いがある。この点につき、最高裁判所は法廷におけるメモ採取について争われたいわゆるレペタ事件において、憲法82条1項は「各人が裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることまでを認めたものではない」と述べて、その権利性を否定した<sup>(8)</sup>。確かに、82条の憲法上の位置や裁判の持つ特別な機能、それが裁判所という一定の空間内で行われることによる場所的な制約を考えると、82条1項が各人に傍聴を権利として保障したものであると解するのは困難であり、むしろ裁判の公開を制度的に保障したものであると解するのが妥当であろう。ただし最近では、82条の規定から直接に傍聴の権利を導くことの困難性は認めつつも、その権利性を全く否定するわけではなく、憲法21条を根拠に権利性を認める見解が有力となっている<sup>(9)</sup>。この見解によると、82条1項の公開原則は、21条によって抽象的権利として保障される「知る権利」を具体化する規定であり、それによって傍聴を具体的な権利として認めることができるという。

もっとも、仮にこの見解に従ってその権利性を肯定したとしても、法廷には収容人数の制限があるので、実際には権利を行使し得る人は限られてしまうことになる。そのような状況においては、裁判の報道は傍聴と並んで裁判の公開を実現する方法として重要な役割を担ってくる。したがって、憲法82条1項の裁判の公開原則から、報道の自由が認められると解されている<sup>(10)</sup>。

今日、報道機関による報道は、国民の「知る権利」を保障するものであると理解されている<sup>(11)</sup>。裁判の報道は、広く一般国民に裁判の様子を知らせることによって、傍聴では晦いきれない公開原則の趣旨の実現を補うものとして非常に重要である。傍聴の際に一般の傍聴希望者に優先して傍聴券が割り当てられるなどの配慮が行われているのも、その重要性に鑑みてのことであろう<sup>(12)</sup>。

加えて、裁判の公開を実現するための第三の方法である訴訟記録の公開も、傍聴では不十分な点を補うものとして重要である。最近の司法における問題として、民事訴訟・刑事訴訟を問わず、口頭弁論の形骸化や書面主義に傾斜した運用という実態が指摘されているが、そのような状況においては、一層その価値に注目することができるといえよう。また、裁判の報道によって傍聴の不足が補われるとはいえ全ての裁判につき報道することは不可能であり、したがって、報道されない事例に接するためにも、訴訟記録の公開は意義深いものとなっている。

ところで、訴訟記録とは、判決を記した判決書と、当事者が提出した文書及び対審の記録等を内容とする狭義の訴訟記録とから成っている。判決書については判決が公開法廷で行われる以上、当然公開されなければならないと解されている<sup>(13)</sup>。これに対して狭義の訴訟記録（以下、単に訴訟記録という）の公開については争いがあり、憲法上明文規定がないことから、従来は立法政策の問題として公開に消極的な見解が有力であった<sup>(14)</sup>。しかし、最近では82条の趣旨および「知る権利」の保障の見地から、

当然に公開が要請されるとする見解も比較的多くみられるようになっている<sup>(15)</sup>。裁判の公開規定の趣旨に鑑みるなら、事後的に裁判の公正を担保するものとして訴訟記録の公開も憲法上要請されていると考えるべきであろう。「実際、裁判が公開されても、裁判記録が公開されなければ、裁判の公開の要請は絵に描いた餅にすぎない」と指摘される通りである<sup>(16)</sup>。また、刑事訴訟記録について、刑事訴訟法53条1項が「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる」と原則公開とすることを定め、さらにその規定を受けて、「刑事被告事件に係る訴訟の記録の訴訟終結後における保管、保存及び閲覧に関し必要な事項を定めること」(1条)を目的とする刑事確定訴訟記録法<sup>(17)</sup>が制定されたのも、憲法82条の趣旨に鑑みて記録の公開の必要性を認めたためであると解される。

## 2 裁判の公開原則に対する例外

以上のように、裁判の公開は憲法上重要な原則である。とはいえ、裁判は常に公開されなければならないとする必要はなく、公開することによってかえって不都合の生じ得る場合については、例外的に非公開とされることも認められている。

まず、明文上のものとしては、憲法82条2項が「裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合」に非公開が認められるとしている。この「公の秩序又は善良の風俗を害する虞」とは、従来より公衆を直接に騒擾等の犯罪の実行をあおるおそれがある場合や、猥褻等の理由で著しく公衆に不快の念を起こさせるなど、善良な風俗を害するおそれのある場合と解されている<sup>(18)</sup>。しかし、そのような場合であっても、「政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件」については、特に国民による監視の必要性から、「常にこれを公開しなければならない」と絶対的公開を定め、例外を厳しく限定している。ちなみに、この「第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件」とは、基本的人権を制約する法律に違反したことが犯罪の構成要件とされている事件をいうと考えられることから、専ら刑事案件を指していると解されている<sup>(19)</sup>。

また、それ以外に非公開で行われるものとしては、非訟事件手続法の定める非訟事件がある。これは、当事者間の権利義務に関する争いを前提とするものではなく、むしろ事前に私人間における私的な紛争を予防するために裁判所が一定の法律関係を形成するものであり、従来の訴訟事件には不可欠である対審・公開・判決という手続を経ないで行われるものである。こうした手続は、現代の社会生活の複雑化を背景に、国家が国民の私生活関係に後見的に介入することによって弾力的に紛争を処理する必要性が増大したことから要請されるもので、主に民事上の生活関係について認められている。

ところで、この非訟事件手続については、憲法82条及び32条の「裁判を受ける権利」保障に反するのではないかという問題がかねてより提示されている。この点、判例は、「性質上純然たる訴訟事件につき、当事者の意思いかんに拘わらず終局的に、事実を確定し当事者の主張する権利義務の存否を確

定するような裁判」が公開で行われない場合は違憲であるが<sup>(20)</sup>、非訟事件はそれには該当しないため、公開を要しないと判断している<sup>(21)</sup>。しかし、学説においては、このような判例の厳格な区別では現代的要請に応えることができないことから、「性質上純然たる訴訟事件」に該当するような場合であっても、その裁判が当該事件の紛争解決にふさわしい適正な手続に従ってなされるのであれば、対審・公開・判決によらないものであっても違憲とはならないとする見解が有力である<sup>(22)</sup>。

さらに、本来であれば公開が要請される訴訟事件に分類されるものであっても、プライバシーや営業上の秘密などを保護する必要から、裁判を非公開とすることが要請される場合もある。というのも、これらは秘密とされることによってこそ、その利益が保護されるものであって、それらについても公開することを必須とするならば、その秘密性を損なうことになってしまい、結果として司法上の救済を受けることが事実上不可能となってしまうからである。このような場合についても82条を厳格に解するならば、82条2項の例外事由に該当しない限り非公開を認めることは困難である。そこでこの点については、公開を要する裁判か否かは事件の性質・内容によって判断すべきであり、「公開によって個人の人権の重大な侵害のおそれがあるような場合には、公開原則については弾力的に考えることも憲法全体の趣旨からは、許されうるものと思われる」<sup>(23)</sup>との見解に従うのが適切であると思われる。

このように、裁判の公開は必ずしも絶対的なものではなく、事件の類型や性質によっては非公開で行なうことが要請されることもあるのである。すなわち、「はじめに公開ありきということではなく、まず訴訟当事者に公正適切な裁判を実現するにふさわしい生々とした手続を保障することが肝要」<sup>(24)</sup>なのである。とはいえ、裁判が国家機能の中でも最も重要なものの一つであって、その運営の内実が当事者のみにとどまらず、直接には利害関係を有しない国民にとっても重要な感心事であること、憲法が公開原則を重視してあえて明文で定めていることを考慮するならば、公開するべき裁判の範囲はできるだけ広く解することが必要であることはいうまでもなかろう。

## 2 少年法と少年審判の非公開原則

### 1 少年法の理念—少年法に関する基礎的考察

少年法とは、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年及び少年の福祉を害する成人の刑事事件について特別の措置を講ずること」（1条）を目的として制定された法である。

少年期は児童期から成人期に移行する過渡期で、心身ともに未成熟で不安な時期であり、それゆえ犯罪に走りがちである。その反面、少年は成人に比べて可塑性に富み、環境や教育によって立ち直る可能性を秘めている<sup>(25)</sup>—少年法はこのような少年観に立ち、問題ある少年には刑事罰よりもむしろ保護処分の方がふさわしく、保護処分を付すことによってこそ少年の健全育成を実現することができるという保護主義の理念を掲げている。そして、非行少年を扱う全過程においては、この保護主義の理

念が生かされることが要求されている。上記のような目的をもつ少年法は、「非行のある少年に対する福祉を実現するための法的枠組みを定める法律」<sup>(26)</sup>と定義付けることができよう。もっとも、少年法が福祉・教育的側面とともに刑事司法としての側面をも併せ持っているということは常に銘記しておかねばならない。両者を「どのように結合し、両者の葛藤にどのような調和均衡を得させるかということは、少年法の根本問題であり、永久の宿題である」<sup>(27)</sup>。

ところで、その健全育成という目的自体は崇高なものとして認められるとしても、その目的の下で少年を成人と異なる手続で取り扱うことは、憲法上認められるのだろうか。また、少年の成長発達権はどのように根拠付けられるのであろうか。

この点については、「国は、非行を行った少年に対し、その少年が非行を克服して成長発達を遂げるのに必要なあらゆる援助を与える義務を負っている」<sup>(28)</sup>ことから、その少年の成長発達権保障の根拠として憲法13条、25条、26条等を挙げた説明がなされている。また、次のような指摘も見られる。

「子どもが生まれ、育ち、成人するまでの間に、今日ほどこの人間の尊厳が害されている時代はないと考えられる。おとなは、自分たちおとなが人間らしくあることを求めるのと同様に、子どもたちが人間らしく育つ環境を提供すべき法的な責任がある」。そのような「見地に立つとき、少年の健全育成のために、憲法上の基本権として『子どもの成長発達権』を十分に保障しなければならないことが自ずから明らかとなる」<sup>(29)</sup>。

少年の成長発達権をこのように解するならば、少年を成人と異なる手続によって取り扱うことは、憲法上むしろ要請されていると考えられるのである。

このような成長発達権保障を根拠とする少年司法は、1989年に国連総会で採択された子どもの権利条約、およびその前文で尊重するよう要請されている北京ルールズ（「少年司法運営に関する国際最低基準規則」）においても、その設立が要請されている。子どもの権利条約によると、子どもに関する問題を考える際には、子どもの「最善の利益」を第一に考慮するべきであるとされていることから（3条1項）、解釈の際にはこれを基準とするべきであると考えられる。

ところで、少年審判手続は、憲法に規定されている適正手続条項（憲法31条、33条以下）に抵触するのではないかという問題が従来より指摘されている。これについては、少年司法には「固有の適正手続論」があるとして、必ずしも適正手続の要請には反しないとの見解が主張されている。それによると、「少年司法に固有の適正手続論」は、「憲法一三条前段によって保障された自律的生存主体に向けての少年の成長発達権を根拠に生じうるものと考えられるし、少年の特性に配慮した特別の手続法たる少年法が設けられたことに本来内在していなければならない」という<sup>(30)</sup>。

さらに、「少年には大人に保障される以上に手厚い権利保障が必要である。…憲法論の視点からすれば、憲法三一条以下が保障する刑事手続における適正手続の諸権利を、憲法一三条の人間の尊厳や子どもの権利条約のフィルターを介して、少年法にふさわしい権利のカタログとして一元的に構成し、その内容を豊かに拡充するということである」<sup>(31)</sup>という重要な指摘もみられる。

以上のような理解からは、少年法および少年審判手続は、憲法の規定に反するものではなく、少年の特性からは、むしろ憲法上も必要とされていると考えられるのである。

## 2 少年審判の非公開原則

前述のように、憲法が強く裁判の公開を要請しているにもかかわらず、少年法は審判手続につき非公開で行うことを定めている（22条2項）。少年審判を非公開で行うことにはどのような目的があるのであろうか。

この点について、従来この22条2項の非公開原則は、61条の少年の同一性推知記事等の掲載禁止規定とともに、少年のプライバシー保護、およびそれによる社会復帰の容易性という目的の下に定められたものであるとして論じられる傾向にあった<sup>(32)</sup>。確かに、審判を非公開で行なうことは、少年を公衆の目から遮断することになり、その結果として少年のプライバシー保護や社会復帰に資すという効果を生むことにはなろう。しかし、プライバシー等の問題は、審判で得た情報を広く公にすることに起因して生じるのが通常であることを考えると、61条の規定のみでその目的は達せられるように思われる。また、憲法82条が被告人等のプライバシー権を考慮した上で、なお公開の重要性を認識して裁判の公開を保障したものであること<sup>(33)</sup>に鑑みると、非公開原則には、プライバシー保護等以外に少年審判の本質に由来する別の目的があるのではなかろうか。

そもそも、保護主義の理念に基づく少年審判においては、非行克服に向けて少年自身および環境等の問題点を正確に把握するとともに、少年の未熟性を考慮し、各少年の心身の状況にふさわしい形で審理を進めることが要請されている。少年法22条1項が「審判は、懇切を旨として、なごやかに、これを行わなければならない」としているのはそのためである。

このような要請を受けた少年審判においては、「少年が手続に主体的に参加し、自己を自由に表現できるような手続環境を保障」<sup>(34)</sup>していくことが重要である。同様に、北京ルールズ14条2においても、「手続は、少年にとって最善の利益によって導かれ、少年が手続に参加して自己を自由に表現できるような相互理解の雰囲気のなかで行われるべきである」と規定されている。

また、「少年の抱えている問題点（要保護性）を明らかにし、その改善方法を明らかにするためには少年の性格、全生活史のみならず、その家族のプライバシーにかかる事項も詳細に明らかにする必要がある。そのような事項を調査・審判の過程において少年や保護者に積極的に述べてもらうため、また関係者の協力を得るためにも、手続の秘密性が必要不可欠」<sup>(35)</sup>と説明されるように、正確な事実認定、適切な処遇決定のためにも非公開とされることが不可欠といえる。

すなわち、少年法22条は1項2項ともに相俟って、少年の特性と少年審判の目的に着目し、それにふさわしい手続を保障したものであると解することができる所以あり、そのような手続は非公開とされることによってこそ実現され得るというべきである。

これまで、この少年審判の非公開原則は自明の理として受け入れられており、特に問題視されることもなかった。ところが、最近では「家庭裁判所の審判を一律に必ず非公開とすること自体が憲法八二条に反しないか…かなり疑わしい」<sup>(36)</sup>という非公開原則に批判的な主張がみられるようになった。確かに、非公開原則は少年および少年審判の特性にとって必要であるとはいえるが、裁判の公開を要請する憲法の下で、非公開の少年審判が許されるか否かはさらに検討を要する問題である。

この点、学説は従来より、少年審判は対審によって行われるのではなく、非訟事件であるから公開を要しないという形式的な理由によって、審判の非公開を正当化してきた<sup>(37)</sup>。判例も同様に「家庭裁判所における所謂少年保護事件は訴訟事件に属しないから」憲法82条には抵触しないと述べるにとどめている<sup>(38)</sup>。しかし、少年審判には刑事司法的な性格があり、少年の基本的人権に対する制約を伴うという側面を考慮すると、主として民事事件を念頭に置いている非訟事件と同一視できるかは疑問である。そこで、次の見解が注目される。

「たしかに、適正手続に従うべき近代の『裁判』は、公開の対審・判決によるべきことを要求してきた。それが、近代憲法原則としての裁判の公開である。しかし、少年法のような現代法に基づき、少年審判のような現代型『裁判』が生まれた以上、その『裁判』の目的・性質などに応じて要請される適正手続を満たす限りにおいて、『裁判は公開の対審・判決による』という近代憲法原則を修正する可能性を認めてよいのではないか」憲法三二条の保障する『裁判』であっても、八二条により公開の対審・判決を要求されることのない『裁判』を類型的に認めてよいように思われる」<sup>(39)</sup>。

この見解によると、少年審判の非公開が憲法82条に反するか否かという問題は生じる余地がなく、そもそも少年審判は憲法82条の射程外にあるということになる。このように裁判を「近代型」、「現代型」と二分することが適切であるか否か、またそもそも何を基準に区別するのかといった点で疑問が生じるのは否定できない。しかし、この見解に従えば、従来の枠組みからは憲法上の根拠付けが困難であった様々な非公開を要する現代的な訴訟形態を正当化することができるようと思われる。

もっとも、少年審判の刑事司法的側面を考慮するならば、本来公開することによって担保されていた裁判の公正・国民の信頼確保及び国民の「知る権利」保障という価値を実現するために、また、少年審判の閉鎖性に起因する少年司法制度全体への批判といった事態を避けるためにも、審判の公開に替わる措置を設けることが必要である。以下では、その代替措置について考えることにしたい。

### 3 少年審判情報の公開

#### 1 審判についての情報の公開

神戸市小学生連続殺傷事件の際には、家庭裁判所が決定要旨を公開するという異例の措置に踏み切ったことが注目された<sup>(40)</sup>。これは、事件への関心の高さに伴って声高に主張されるようになった審判の非公開に対する批判に応えるためであったと思われる。この家庭裁判所の措置に対しては、積極的な

評価<sup>(41)</sup>が多くみられる一方で、非公開原則に反するとして批判的な見解もみられた<sup>(42)</sup>。審判の非公開原則は、審判結果等の情報についても非公開とすることを要請しているのであろうか。

この点について、少年法は決定書および審判記録の公開についての規定を置いていないので、専ら少年審判規則に委ねる形となっている。規則7条は、1項で「保護事件の記録又は証拠物は、家庭裁判所の許可を受けた場合を除いては、閲覧又は謄写することができない」、2項で「付添人は、前項の規定にかかわらず、審判開始の決定があつた後は、保護事件の記録又は証拠物を閲覧することができる」と定めている。これは、一方で少年の利益から要請される審判の非公開原則及び情報提供者の家庭裁判所への信頼確保の必要性、他方で少年の権利保護のための付添人による記録の閲覧・謄写の必要性という二つの異なる要請を調整することを目的としており、その両者の調整を家庭裁判所の許可にかからしめたものであるという<sup>(43)</sup>。

ところで、少年審判で用いられる記録には法律記録と社会記録がある。法律記録とは、非行事実の存否の認定に用いられる資料であり、送致書、捜査記録、少年の陳述書、身柄関係書類等が含まれる。また、社会記録とは、少年に対する処遇を決定する際に参考とされる資料であり、家庭裁判所調査官作成の少年調査票、鑑別結果通知書、学校照会回答書等を含むものである。規則7条のいう「保護事件の記録」とは、この法律記録と社会記録の両方を指しているのであろうか。

この問題については、従来より規則7条2項の付添人の閲覧権が社会記録にも及ぶのかという形で争われてきた。というのも、社会記録は、少年や関係者のプライバシーに深く踏み込んだ社会調査によって明らかにされたものであって、その内容は少年の出生の秘密、生育歴、知能といった成人の刑事裁判では到底触れられることのないような、著しくプライベートな事項にまで及ぶこともあり、本質的に秘密性の要請が強いからである。実際、実務においても、社会記録の秘密保護の重要性から閲覧の許可に消極的な姿勢がとられていたようである<sup>(44)</sup>。しかし、裁判所は、付添人からの社会記録の閲覧を拒否した事例において、閲覧の拒否は規則7条2項に違反するとし、「保護事件の記録」には社会記録も含まれるとした<sup>(45)</sup>。よって、規則7条のいう「保護事件の記録」には、法律記録のみならず社会記録も含まれると解される。

付添人に対しては、上記のように規則7条2項によって、広く記録の閲覧が認められている。その一方で、付添人以外からの記録の閲覧については同条1項により、一律に家庭裁判所の判断に委ねられことになる。とはいえ、その判断が全くの自由裁量に委ねられていると解することは適当ではあるまい。同項に基づく記録の閲覧請求があった場合には、①誰のどのような使用目的に基づく申請か、②他に代替手段がないか、③申請されている記録の種類・範囲および公開方法が相当か、という最高裁判所家庭局の提示した基準<sup>(46)</sup>を参考に、個々の事例ごとに検討した上で判断がなさるべきである。

他方、決定書の公開についても審判記録に準じて家庭裁判所の許可に委ねられている<sup>(47)</sup>ことについては問題であると思われる。というのは、決定書は判決書と同様に裁判所がなした判断を内容とするものであるが、それを裁判所自身の裁量によって非公開とされたならば、一般の人々は審判内容につ

いて知る機会を全く持たないことになり、審判結果の適否について判断する機会を不当に制限されることになるからである。また、少年審判が刑事司法的側面をも有しているということに鑑みても、少年審判にも裁判の公開の趣旨を何らかの形で実現していくことが必要であると思われる。したがって、決定書については、裁判の公開の趣旨を事後的に担保し得るものとして、閲覧の申請があれば、申請者が誰であるかを問わず、特別な支障のない限り、裁判官は原則として閲覧を許可していくという方向で運用を改めるべきであると思われる。もっとも、決定書の中にも、社会記録の内容に言及するなど高度にプライバシーにかかる箇所を含む場合もあるため、公開に際しては、その部分について削除するなどの配慮が要請される。

既に、一部の事件については、最高裁判所の編集する『家庭裁判月報』に審判結果が掲載されたり、審判の経緯や結果についての必要な情報を一定の者に提供するといったことが家庭裁判所の裁量で行われている。このことについて、「法律上の根拠は明確とはいえない」<sup>(48)</sup>との批判もあるが、規則7条を根拠に認められるとの見解もある<sup>(49)</sup>。しかし、憲法上の要請である裁判の公開の趣旨、また、審判結果の内容に対する国民の「知る権利」を考慮するなら、審判の内容に关心を持つ人が決定の内容に容易に接触できる形にしておくことが望ましいといえる。

以上のような立場からは、神戸事件における決定要旨の公開は、事件について詳しく知る手段を持たない国民の「知る権利」に応え得るものとして評価することができよう。もっとも、決定要旨等を公開する場合には、事前に少年・保護者・付添人らの意見聴取を行なうといった手続的保障が必要であると思われるが、神戸事件の際にはそれが行われていなかった点が問題として指摘されており<sup>(50)</sup>、この点は今後の検討課題であると思われる。また、出版物等を通じて審判に関する情報を公にする場合には、少年法61条による制約が及ぶと考えられるので、少年やその家族のプライバシーには十分配慮した形でなされるべきである。

## 2 被害者の「知る権利」と少年審判

近年、これまで軽視されがちであった犯罪被害者の権利に対する関心が急速に高まっている。それを受け、今年5月には、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」が成立するに至った。これによって、被害者らは、一般の傍聴希望者に優先して傍聴券が交付されるとともに（2条）、事件に関する訴訟記録の閲覧・謄写についても、一定の要件の下に認められることとなった（3条）。また、少年事件については、少年法に由来する種々の制約のために成人の事件以上に被害者支援の動きが活発である。1998年には「少年犯罪被害当事者の会」が、被害者の「知る権利」保障の充実、事実認定手続の対審化、年齢の見直し等を盛り込んだ「少年法の改正を求める要望書」を提出している。

このような動向や、事件の真相を知りたいとの一心から被害者の遺族らが民事訴訟を起こしている

ことは、事件の被害者にとって、事件についての「知る権利」が保障されることが非常に重要な意義を持つものであると認識されていることがわかる。実際、被害者の「知る権利」は被害者の権利の中でも最も基本的な権利と考えられるが、その重要性は、その被害が少年の犯罪によるものであるからといって失われるようなものではない。それゆえ、今日では、少年審判の非公開原則は少年法批判の主要な根拠となっているのである。

ところで、被害者の権利を主張する際には、被害者への同情から、とかく感情的になりがちである。しかし、被害者の権利論は、従来、あまりにも被害者の立場が顧みられなかつたことへの反省に立脚しているものであり、その内容も被害者の権利を他の権利と同等までに引き上げようということであつて、他の権利（特に、被疑者・被告人の権利）に優先すべきであると主張しているわけではないことに注意する必要がある<sup>(51)</sup>。すなわち、いかに被害者の権利が重要であっても、そのことをもって少年の利益、もしくは少年の利益となる手続を定めた少年法の枠組みを崩すことが正当化されるわけではないのである。また、被害者の救済は、本来少年法とは別の法制度の整備によって実現されるべきものであり、被害者の権利を根拠に少年法を批判することはそもそも外れな議論であるとも思える。とはいへ、被害者の権利の保障と少年法の理念とは必ずしも矛盾するものではなかろう。現行の少年法の枠組みを崩すことなく、被害者の権利、特に「知る権利」の保障を実現していくためにはどのようなことができるのであろうか。

この点については、まず、被害者の「知る権利」および審判における意見陳述の機会保障の観点から、被害者など一定の者に審判の傍聴を認めるべきであるとの主張<sup>(52)</sup>を考慮することができる。しかし、この見解に対しては、「被害者が国民の一員以上の情報取得権をもつのは、自己情報の受け手である限りであつて、審判の一部始終の傍聴権が当然に認められるわけではない」<sup>(53)</sup>と反論されている。確かに、非公開原則の趣旨を前述のように解するならば、被害者の在廷によって少年の自由な意見陳述の機会を損なうことが予想されるので、原則的には認めることはできないと思われる。ただし、少年に対する教育的効果が期待できる場合に、裁判官の判断によって被害者の傍聴を認めることは運用上可能であると解される<sup>(54)</sup>。

被害者の「知る権利」の保障は、非公開の下でも十分実現可能であり、むしろ事件及び審判に関する情報の公開によって実現されるべきものであると思われる。被害者らによる決定書の閲覧は、規則7条1項に基づき「必要に応じて」従来より認められている<sup>(55)</sup>。しかし、審判の決定の日時も内容も全く知らされなかつたという被害者の遺族の声があるように<sup>(56)</sup>、これまでの運用が被害者の「知る権利」に応えるのに必ずしも十分ではなかつたという事情に鑑みれば、少年事件の被害者に対しても事件や審判に関する情報の公開を少年法の理念に反しない限度で認めることを制度化する必要があるように思われる。

現在審議されている少年法改正案には、被害者等に対する少年審判の結果等の通知を制度化する規定が置かれている。その内容は、少年の処分決定確定から3年以内に限り、被害者等の申出があれば、

少年側の氏名や住居、決定主文・理由の要旨が通知されるというものである。また、被害者等による当該保護事件の記録についても、正当な理由があり、かつ諸事情を考慮して相当であると、裁判所が認めた場合には、閲覧・謄写を許可するとの規定も設けられている。これらの規定は、これまでほとんど認められなかった被害者等の事件情報への接近を大幅に認めるものであり、被害者等の「知る権利」に理解を示した点で評価に値しよう。

### おわりに

現行少年法が制定されてから、既に50年余りが経過した。この間、ごく最近まで、少年審判の非公開原則は少年審判手続に付随する当然の要請として、疑問なく受け入れられてきた。現に20年前には「少年審判を公開すべきであるとの意見は、寡聞にしてきかな」かったという<sup>(57)</sup>。

少年審判は非公開で行うことが理想的であり、その本質でもある。しかし、現実の運用においては改善すべきところも多いようである。審判についての広範な裁量権を持つ家庭裁判所及び裁判官が、明確な根拠を示すことなく、傍聴や報道はもちろん審判に関する一切の情報をシャットアウトするという傾向は、人々が少年審判について不審・不満を抱くのに十分であったであろう。特に被害者の観点からなされる批判には傾聴すべきところが多いように思われる。

さらに、非公開のために外から見ることのできない審判廷内にも問題が内在している。「現在必要なことは、少年の実質的な意見表明権を保障するような方向での裁判官や調査官の訓練ないし姿勢の転換であり、さらに、少年の意見表明を援助するものとしての付添人の援助の実質化である」<sup>(58)</sup>との指摘があるように、審判に携わる者の意識改革も必要であろう。

少年審判の非公開原則に関する議論はまだ始まったばかりである。今後、議論の際には、まず少年法及び少年法の定める審判の非公開原則に対する理解を深めることが必要である。また、裁判所も、実際の審判の運営状況を公に説明することによって、現行の審判システムの有用性を市民に理解させる努力を払うことも必要である。これは、失いつつある少年法及び少年審判に対する信頼を回復するために最も重要なことであろう。

---

(1) 諸澤英道『被害者支援を創る』(岩波書店・1999)6頁。

(2) 諸澤前掲注(1)7頁、板倉宏『被害者の「人権」はどうする!』(音羽出版・1999)38頁。

(3) 松井茂記「犯罪報道と表現の自由」ジュリストNo.1136(1998)38頁、同「少年事件と報道の自由」民商法雑誌120卷2号(1999)221頁等。

(4) 神戸事件以後急速に、少年審判の非公開原則について論じるものが多く見られるようになったものの、憲法との関係について詳細に論じたのは、松井前掲注(3)「少年事件と報道の自由」が初めてといってよいように思われる。

- (5) 樋口陽一『憲法 I』(青林書院・1998)481頁。
- (6) 法学協会『註解日本國憲法下巻』(有斐閣・1954)1238頁等。
- (7) 佐藤幸治・中村睦男・野中俊彦『ファンダメンタル憲法』(有斐閣・1994)321頁 [佐藤幸治]。
- (8) 最大判平成元年3月8日民集43巻2号89頁、判例時報1299号41頁。
- (9) 佐藤幸治『憲法〔第三版〕』(青林書院・1995)、奥平康弘「法廷に出席し傍聴しメモをとる権利」自由と正義37巻2号(1986)9頁、松井茂記「裁判記録の公開」『情報公開・個人情報保護(ジュリスト増刊)』(1994)67頁、内野正幸「裁判を受ける権利と裁判の公開原則」法律時報66巻1号(1994)66頁等。
- (10) 宮澤俊義・芦部信喜『全訂日本国憲法』(日本評論社・1978)697頁。
- (11) 最大決昭和44年11月26日刑集23巻11号1490頁。
- (12) レベタ事件において、一般傍聴人には認められていないメモを司法記者にのみ認めることが、憲法14条の平等原則に反するのではないかということが争われたが、最高裁はそのような差別の取扱いにつき「合理性を欠く措置といふことはできない」として合憲と判断した—前掲注(11)参照。しかし、最高裁の述べた82条の趣旨からは、一般傍聴人と司法記者とをどのように区別することの合理性を見出すことは困難であるように思われる。
- (13) 宮澤・芦部前掲注(10)698頁。
- (14) 宮澤・芦部前掲注(10)698頁。
- (15) 松井前掲注(9)67頁、内野前掲注(9)66頁、杉原泰雄『憲法 II』(有斐閣・1989)393頁等。
- (16) 松井前掲注(9)67頁。
- (17) もっとも、この法律は、訴訟記録の保存に資すという意義を持つ反面、記録の閲覧が不許可とされる可能性を大きく残していることが問題として指摘されている。特に、保管主体、閲覧の許否の判断権者とともに検察官と定められていること(2条1項、4条1項)、及び閲覧不許可の場合を広範に認めていること(4条2項)は重大な問題であり、運用次第では、原則非公開とされる危険性もあるという。裁判の公開の趣旨からは、刑事訴訟記録の公開についての見直しが要請されよう。中村泰次他『刑事裁判と知る権利』(三省堂・1994)99頁以下参照。
- (18) 宮澤・芦部前掲注(10)700頁。
- (19) 宮澤・芦部前掲注(10)704頁。
- (20) 最大決昭和35年7月6日民集14巻9号1657頁。
- (21) 最大決昭和40年6月30日民集19巻4号1114頁。
- (22) 芦部信喜『憲法〔新版補訂版〕』(岩波書店・1999)231頁以下。
- (23) 佐藤幸治『憲法 I』(成文堂・1986)328頁 [浦部法穂]。
- (24) 佐藤他前掲注(7)318頁 [佐藤]。
- (25) 澤登俊雄『少年法入門』(有斐閣・1994)2頁、田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法』(有斐閣・1998)3頁、猪瀬慎一郎『少年審判制度の現状と展望』ジュリストNo.1087(1996)36頁、前田忠弘『少年法の理念と手続き』法学セミナーNo.517(1998)42頁、川崎英明『少年法と適正手続き』法学セミナーNo.517(1998)47頁等参照。
- (26) 澤登前掲注(25)6頁。
- (27) 森田宗一『少年法の目的と健全育成』判例タイムズNo.167(1964)108頁。
- (28) 澤登前掲注(25)29頁。
- (29) 第一東京弁護士会少年法部会『子どもの権利と少年法』(ぎょうせい・1990)16頁。
- (30) 山口直也『国際人権基準に反する改正法案』団藤重光・村井敏邦・齊藤豊治『ちょっと待って 少年法「改

正』(日本評論社・1999)164頁以下。

- (3 1) 川崎英明「少年事件にふさわしい適正手続とは何か」團藤他前掲注(3 0)書136頁。
- (3 2) 澤登前掲注(2 5)131頁、後藤弘子『少年犯罪と少年法』(明石書店・1997)128頁、重松一義『少年法演習』(新有堂・1981)88頁〔兼頭吉市〕。
- (3 3) 飯田正剛「少年事件と情報公開」田島泰彦・新倉修『少年事件報道と法』(日本評論社・1999)53頁。
- (3 4) 葛野尋之「少年の公開裁判は公正な裁判か?」法学セミナーNo.546(2000)65頁。
- (3 5) 田宮・廣瀬前掲(2 5)172頁。早川義郎「少年の審判」(その一)判例タイムズNo.167(1964)123頁も同旨。
- (3 6) 松井「犯罪報道と表現の自由」前掲注(3)38頁。
- (3 7) 平場安治『少年法〔新版〕』(有斐閣・1987)77頁、團藤重光・森田宗一『新版少年法〔第二版〕』(有斐閣・1984)212頁、澤登前掲注(2 5)131頁。
- (3 8) 高松高決昭和29年8月5日高刑集7巻8号1255頁、家庭裁判月報6巻8号84頁。
- (3 9) 葛野尋之「刑事裁判の公開と少年審判の非公開」『澤登俊雄先生古稀祝賀論文集 少年法の展望』(現代人文社・2000)233頁。
- (4 0) 神戸家決平成9年10月16日。
- (4 1) 田島泰彦「少年事件と表現の自由」田島・新倉前掲注(3 3)16頁等。
- (4 2) 羽柴修「須磨・友が丘事件弁護団の活動と問題点」飯室勝彦・田島泰彦・渡邊眞次編『報道される側の人権』(明石書店・1997)127頁等。
- (4 3) 田宮・廣瀬前掲注(2 5)43頁。
- (4 4) 安江勤「少年審判規則七条二項による付添人の社会記録閲覧権について」家庭裁判月報36巻11号(1984)184頁以下。
- (4 5) 大阪高決平成元年12月26日家庭裁判月報42巻10号74頁。
- (4 6) 最高裁判所事務総局家庭局「少年保護事件の記録の開示について」家庭裁判月報34巻5号(1982)195、196頁。
- (4 7) 最高裁家庭局前掲注(4 6)194頁。
- (4 8) 斎藤豊治「神戸の少年事件と少年法上の論点」法学セミナーNo.517(1998)40頁。
- (4 9) 渡邊眞次「調書は犯罪の全貌示さない」新聞研究No.562(1998)62頁。
- (5 0) 飯田前掲注(3 3)56頁。
- (5 1) 諸澤英道「日本における被害者支援団体の課題と展望」自由と正義49巻11号(1998)115頁。
- (5 2) 田島前掲注(4 1)16頁。
- (5 3) 村井敏邦「現行少年法のどこに問題があるのか」團藤他前掲注(3 0)109頁。
- (5 4) 澤登俊雄「少年法改正問題の過去と現在」季刊刑事弁護No.23(2000)13頁。
- (5 5) 最高裁家庭局前掲注(4 6)200頁。
- (5 6) 『少年たちは今』(読売新聞社・1997)23頁〔児玉昭平氏の意見〕。
- (5 7) 糟谷忠男「審判の非公開と憲法八二条」別冊判例タイムズ6号(1979)145頁。
- (5 8) 須納瀬学「子どもの権利条約と少年法改正論議」法と民主主義No.334(1998)17頁。